

令和7年7月4日

市政記者クラブ 様

南区役所区政部総務課
担当：森田（電話 823-9310）

南区役所における文書の配付誤りについて

南区において、下記のとおり通達員による配付誤りがありましたのでご報告いたします。

記

1 配付誤りが判明した日
令和7年7月3日（木）

2 発生場所
南区豊田学区内（南区豊田周辺）

3 事実の概要
通達員がAさんに配付すべき「生活保護法 医療券（以下、「医療券」という。）」をBさんに配付しました。Bさんが封筒を開封したところ、Aさん宛てのものであったことから、7月3日（木）、区役所にご持参をいただき、配付誤りが判明しました。

4 漏えいした個人情報
住所、氏名、生年月日、公費負担者番号、受給者番号、指定医療機関

5 対応
・Bさんについては、令和7年7月3日（木）、御礼・謝罪し、医療券を回収しました。
・Aさんについては、同日、区役所職員が訪問し、謝罪するとともに、医療券をお渡ししました。

6 原因
投函する際の確認が不十分であったため。

7 再発防止策
通達員全員に対し、個人情報及び配付文書の重要性を改めて周知するとともに、配付時に必ず1通ずつ氏名と住所を確認したうえで投函するよう注意喚起を行い、文書の確実な配付を徹底します。